



民泊を体験される皆さまへ

新型コロナウイルス感染症に関する智頭町民泊の対応について

令和2年9月 1日更新

令和2年7月22日更新

令和2年6月20日更新

令和2年5月20日作成

新型コロナウイルス感染症の流行における、政府の緊急事態宣言が鳥取県を含む39県について、令和2年5月16日に解除されました。このことを受け、智頭町民泊協議会では緊急事態宣言期間中休止しておりました受け入れを、下記のとおりの対応にて令和2年5月21日に再開します。

※政府の基本的対処方針に基づき、6月19日以降、県境を越える移動は全国で可能になりました。そのことを受け、一部対応および制限を変更します。

お客様にはご承諾のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

【民泊の受入れについて】

当面の間、民泊体験の受入れを**鳥取県内にお住まいの方**に限らせていただきます。
また下記の場合は、お申込み受付後でも受け入れをお断りすることがあります。

<政府および行政の決定による受入れ中止>

- 政府の決定に基づき、民泊体験予定日の宿泊業および旅行が自粛および禁止となった場合
- 鳥取県および智頭町において、上記の内容と同等の要請があった場合
- 鳥取県内において、緊急事態宣言が発令された場合
- 「改正鳥取県版新型コロナ警報」における「警報」「特別警報」が
 - ① 智頭町を含む「東部地区」で発令され、民泊予定日が発令期間内となった場合
 - ② お客様の居住地区で発令され、民泊予定日が発令期間内となった場合

<お客様の体調不良および感染リスクを伴う状況が発生した場合の受入れ中止>

民泊予定日より2週間以内およびご出発前

- 下記の症状が民泊者および同一住居者にあった場合
 - ・息苦しさ（呼吸困難）
 - ・強いだるさ（倦怠感）
 - ・発熱や咳などの風邪の症状がある場合
- 大規模な密集会場で開催されるイベント等に参加された方

- 鳥取県HPの「新型コロナウイルス感染症特設サイト」
<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1215170.htm> 内の「感染に警戒する地域(感染警戒地域等)及び当該地域を訪問される方へのお願い」における「特別感染警戒地域」「重要感染警戒地域」へ移動された方
- 海外渡航をされた方
※お申込み後、上記のいずれかに該当する状況が発生した場合は、ただちに智頭町民泊協議会にご連絡ください。

【民泊体験当日の朝のお願い】

- 民泊をされる方は全員、当日の朝に検温および体調の確認をお願いします。

【民泊時のお願い】

- マスクをご持参ください。
- 総合案内所での受付時、および民泊家庭に到着後に検温をお願いします。
- 検温は宿泊日の夜と翌朝もお願いします。
※民泊家庭全員の検温も行います。
- 民泊家庭内にアルコール消毒液を用意しておりますので、ご利用ください。
- 室内の換気をこまめに行ってください。
- 体調が優れない場合は、民泊家庭にお伝えください。

<その他>

民泊体験につきましては、状況によって変更および受け入れをお断りさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

民泊後に新型コロナウイルス感染症の陽性反応が出た場合は、直ちに協議会に連絡をお願いします。なお、民泊家庭で陽性反応が出た場合も、同様の対応をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いします。

なお、コロナウイルス感染症に関わる予約のキャンセルについては、キャンセル料は発生しません。

【問合せ先】

智頭町民泊協議会（一般社団法人智頭町観光協会内）担当：岡野
（年末年始以外無休 9時～18時 ※緊急事態宣言の場合変更あり）
電 話：0858-76-1111 / F A X：0858-76-1112
E-mail：minpaku@town.chizu.tottori.jp

